

岩手県告示第883号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人勝久会	大船渡市大船渡町字山馬越188番地	小規模多機能ホーム 玉山	陸前高田市竹駒町字相川73番地30	平成29年11月1日

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人梶栄会	花巻市西大通り二丁目2番10号	ゆかわ脳外科訪問看護ステーション愛	花巻市西大通り二丁目2番10号	平成29年10月12日

3 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人勝久会	大船渡市大船渡町字山馬越188番地	小規模多機能ホーム 玉山	陸前高田市竹駒町字相川73番地30	平成29年11月1日